

大阪市城東区役所と一般社団法人城東鶴見工業会との包括連携に関する協定書

大阪市城東区役所（以下、「甲」という。）と一般社団法人城東鶴見工業会（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1） 城東区の魅力発信、区政・市政のPRに関すること
- （2） 市民生活の安全安心に関すること
- （3） 健康・福祉に関すること
- （4） 社会教育に関すること
- （5） 市民活動の推進に関すること
- （6） その他前条の目的を達成するために必要な分野に関すること

（連携期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからでも改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和4年9月1日

甲：大阪市城東区中央3丁目5番45号
大阪市城東区役所 城東区長 大東 辰起

乙：大阪市城東区中央3丁目5番61号
一般社団法人 城東鶴見工業会 会長 中野 善延